

# 行政の立場から見た相談支援

平成29年5月25日

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部  
障がい福祉課 就労・相談支援担当係

**SAPPURŌ**

# 札幌市障がい者相談支援事業とは①

- 障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関する相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業。
- 障がい者相談支援事業は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に定める、市町村の必須事業。

# 札幌市障がい者相談支援事業とは②

- 障害者総合支援法を受けて定められた、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱にて、一定の指定法人へ委託可と規定。
- 札幌市では、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱に基づき、一定の指定法人が運営する「障がい者相談支援事業所」へ委託。
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2015において、「障がい者相談支援事業の拡充」。
- さっぽろ障がい者プランにおいて、「相談支援事業の充実」。

# 札幌市の障がい者相談支援事業の特徴

## ①

- 3障がいの相談に対応

- ピアサポーターの配置

⇒「ぽぽ」「ぽらりす」「あさかげ」「ノック」「ほくほく」「すきっぷ」の6事業所に、障がい当事者をピアサポーターとして配置。

⇒当事者の立場で、相談員とともに個別相談業務、当事者主体の勉強会、講演会、ピアサポート活動の地域への普及啓発活動等。

# 札幌市の障がい者相談支援事業の特徴

## ②

- 地域支援員の配置

⇒「さっぽろ」「ぽらりす」「セーボネス」「あゆみ」「ますとびいー」「みなみ」「ノック」「ほくほく」「すきっふ」「こころていね」の10事業所に配置。

⇒町内会、地域福祉団体への支援として、障がい者の見守り活動に対する専門的な助言、災害時要配慮者避難支援活動の推進への協力、地域における障がい者の理解促進活動の支援等を行う。

- 基幹相談支援センターの設置

# 札幌市の障がい者相談支援事業の特徴

## ③

### ●札幌市自立支援協議会への参加

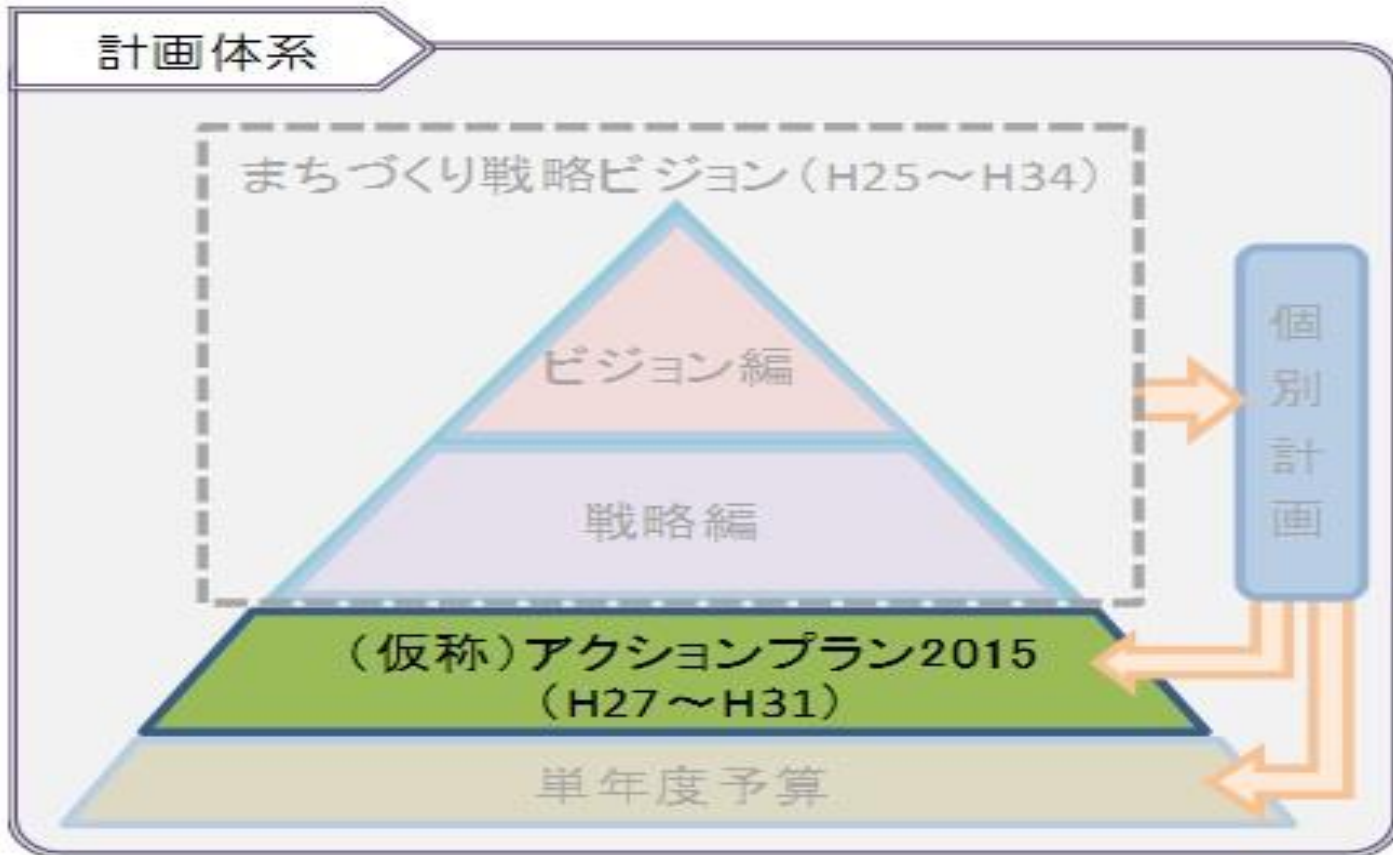
⇒障がい者相談支援事業所の委託業務には、札幌市自立支援協議会への参加を含む。

⇒札幌市自立支援協議会の相談支援部会は、20ヵ所の障がい者相談支援事業所を主要な構成員とする。

⇒その他にも、必要に応じて各区地域部会、各プロジェクト等へも参加。

# 札幌市行政の立場から見た相談支援

- 札幌市まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2015において、「障がい者相談支援事業の拡充」。
- さっぽろ障がい者プランにおいて、「相談支援事業の充実」。



# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ①

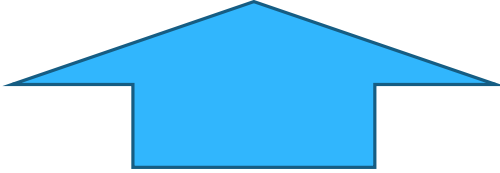
- 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための中期実施計画として、行財政運営や予算編成の指針となるもの。
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンとともに、札幌市の総合計画としての位置づけ。



# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ②

- 計画期間：27年度～31年度の5年間
- 計画体系：4つの政策分野と9つの政策目標

# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ③

- 政策分野1:暮らし・コミュニティ
  - 政策目標1:互いに支え合う地域福祉が息づく街(創造戦略1:地域福祉力創造戦略)
- 
- 「障がい者相談支援事業の拡充」を位置付

# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ④

- **事業名：障がい者相談支援事業の拡充**
- **事業内容：障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行う相談支援事業所の体制を強化する。**

# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ⑤

- 活動指標：  
障がい者相談支援事業所の相談員数  
平成26年度：61人  
⇒目標（平成31年度）：73人
- 平成29年度委託契約において12人増員（73人）

# 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015 ⑥

- 有資格者への加算  
目標(平成31年度):相談員全員に加算
- 加算要件:障がい者相談支援に係る実務経験が5年以上で、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士等の国家資格のうち2つ以上有する方
- 平成29年度契約において、48人に加算

# さっぽろ障がい者プラン①

- 障がい者保健福祉計画(24年4月～30年3月)  
根拠法:障害者基本法  
障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの。
- 障がい福祉計画(27年4月～30年3月)  
根拠法:障害者総合支援法  
障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの。

# さっぽろ障がい者プラン②

## ■障がい者保健福祉計画

### ●【分野2 生活支援】

- 障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。
- 相談支援事業所においては、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。
- また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対する専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行います。

# 予算規模と財源

- 障がい者相談支援事業の平成29年度予算 380,832千円  
(障がい者あんしん相談分 4,838千円を含む)
- 【財源】
- 一般的な相談支援事業(情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等)  
⇒市負担(地方交付税措置)
  
- 基幹相談支援センター等機能強化事業
- 住宅入居等支援事業  
⇒国負担1/2、道負担1/4、市負担1/4  
国、道負担は地域生活支援事業費補助金を市に交付



# 関連事業①(地域活動支援センター)

- 地域活動支援センターを併設している相談支援事業
- 5事業所(平成29年4月1日現在)
  - ・地域生活支援センターさっぽろ(地域生活支援センターさっぽろ)
  - ・相談室ぽらりす(札幌市地域活動支援センターannapurna)
  - ・相談室つぼみ(地域活動支援センターたまりば「ふたば」)
  - ・相談室あさかけ(あさかけ生活支援センター)
  - ・相談室ほくほく(地域活動支援センターまる商なはは)

# 関連事業②(障がい児等療育支援事業)

- 障がい児等療育支援事業

⇒ 在宅の身体障がい児、知的障がい児、重症心身障がい児、発達障がい児やその家族、関係者等に対して療育を支援することにより、障がい児等の福祉の向上を図る

⇒ 障がい者相談支援事業を委託している法人のうち、5法人に障がい児等療育支援事業も委託

⇒ 社会福祉法人あむ、社会福祉法人はるにれの里、社会福祉法人麦の子会、社会福祉法人北翔会、社会福祉法人楡の会